

議案第 61 号

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例(昭和31年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙長	1回につき	10,800円
選挙立会人	1回につき	8,900円
投票管理者	1回につき	12,800円
期日前投票管理者	1回につき	11,300円
投票立会人	1回につき	10,900円
期日前投票立会人	1回につき	9,600円
開票管理者	1回につき	10,800円
開票立会人	1回につき	8,900円

」

を

「

選挙長	1回につき	12,200円
選挙立会人	1回につき	10,100円
投票管理者	1回につき	14,500円
期日前投票管理者	1回につき	12,800円
投票立会人	1回につき	12,400円
期日前投票立会人	1回につき	10,900円
開票管理者	1回につき	12,200円
開票立会人	1回につき	10,100円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 61 号 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、投票立会人等の報酬の額を、同法第 14 条に規定する費用弁償額に準じた額に改めようとするものです。